第4章 豊かな自然環境と快適な生活環境の確保

第 1 節 豊かな自然環境の保全とふれあいの確保

北九州市生物多様性戦略の推進

平成 22 年 11 月に「北九州市生物多様性戦略」を策定しました。これは、平成 17 年 9 月に策定した、政令市初の自然に関する基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を改訂したものです。計画の構成などの基本的な骨格を維持しながら、新たな課題や施策などを取り入れ、「生物多様性基本法」（平成 20 年）に基づく「生物多様性地域戦略」となります。（詳細は P2）

響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成 17 年 6 月に策定しました。

●「緑の回廊づくり」（道路沿線緑地の整備）

・「響・どんぐり銀行」（平成 17 年度～）

平成 22 年度：どんぐりの種から苗木を育てる仕組みで、どんぐり拾いに小学校 5 校が参加。育苗に小学校 5 校、市民 141 名、12 事業者、NPO 等 2 団体、2 市民センターが参加。

・「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」（平成 17 年度～）

平成 22 年度：響灘ビオトープ横に 13,000 本を植樹。参加者数：約 1,300 名
平成 22 年度までに 6 回開催され、66,000 本を植樹。

●「緑の拠点づくり」（拠点となる緑地の整備）

平成 17 年度に緑地整備の基本計画を策定。平成 22 年 5 月には、緑地を「響灘ビオトープ」として仮オープンし、一般市民を対象にエコツアーを開催中。

鳥がさえずる緑の回廊　植樹会
（H23.3.26）

環境首都 100 万本植樹プロジェクト

環境モデル都市の第 1 号の取組として、平成 20 年 10 月にスタートした本プロジェクトは、“みんなで植えれば 100 万本！”を合言葉に様々な主体が市内各地に植樹を行っています。平成 22 年度（平成 23 年 3 月末時点）は、91,752 本もの苗木が市内各地に植樹されました。プロジェクト推進組織として、市民、企業、NPO、行政からなる「みどりネット」を創設しました。また、まちの森のホームページを開設し、情報発信しています。

自然環境の保全と都市部の緑の創出

北九州市「緑の基本計画」

うるおいとにぎわいのある緑のまちづくりを目指して、平成 4 年に本計画を策定、「緑の保全と活用」、「市街地の緑化」、「体系的な公園の整備」、「管理の充実と緑化活動の推進」を 4 つの柱として様々な公園緑地事業に取り組んでいます。

●緑の保全と活用

自然環境に恵まれている区域の景観の保護等のために風致地区の指定を行っています（15箇所・12,870.7ha）。また、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地を「特別緑地保全地区」として指定し、保全しています（17箇所・83.3ha）。

●市街地の緑化

緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化を目指し「緑のネットワーク」を創出します。具体的には、①公共用地（公園・街路・河川等）の緑化（22 年度の実績：約 38,237 本）、②民有地の緑化は、「緑地協定」や「工場等緑化協定」などを地域ぐるみで行っています。また、「北九州市花の総合計画」（平成 5 年度策定）に基づき、花の普及活動等をテーマに事業を展開しているほか、緑化活動の推進のための基金も創設しています。

◆都市公園開設面積（平成22年度末）

種類		開設面積累計（ha）
都市公園	街区公園	201.6
	近隣公園	111.8
	地区公園	67.9
	総合公園	71.2
	運動公園	65.6
	特殊公園	147.6
	緑道・緑地	104.1
	広域公園	376.4
	その他	3.6
	小計	1,149.8
港湾緑地		42.6
計		1,192.4

（注）都市公園総面積 11,497,863m²
（一人当り11.82m²）（県営公園を含む）
（注）港湾緑地を算入した公園・緑地面積 11,923,935m²
（一人当り12.26m²）（県営公園を含む）

●体系的な公園の整備

平成 22 年度末の都市公園の整備状況は、総数 1,658 箇所・総面積 1,149.8ha となっています。主な公園整備としては、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるための「勝山公園」の整備を進めています。

親しみのある河川の整備

●環境に配慮した河川整備

本市では、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。

●市民参加型の河川整備

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくため、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる市民参加の川づくりに取り組んでいます。具体的には、紫川の「マイタウン・マイリバー整備事業」や板櫃川の「水辺の楽校プロジェクト」、撥川の「河川再生事業」等があります。

●ほたるのふるさとづくり

公共下水道の普及や河川整備等により水質が回復し、市民を中心にホタルの保護活動が熱心に行われた結果、市内の 60 以上の河川でホタルが確認されています。平成 4 年度から展開している「ほたるのふるさとづくり」により水辺の改善だけでなく、地域コミュニティ活動の活性化にも成果をあげています。

臨海部の整備

●港湾緑地の整備

概要：成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められている中、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するものです。計画面積：232.9ha（平成 23.3.31 現在）

響灘 2 号緑地

●新・海辺のマスタープラン

海辺を舞台に憩い、学び、遊ぶことのできる魅力ある海辺をめざして、平成 23 年 5 月に新・海辺のマスタープランを策定しました。海辺の施設整備や、訪れるきっかけづくりとなるイベントの実施、情報提供など様々な施策を実施しています。

里地里山の保全と利用

●森林

市域の 4 割を占める森林 18,700ha の健全な育成に向けた取組を実施しています。このうち、約 6,600ha は水源のかん養や土砂の流出防備などの目的で、保安林に指定され、法により土地の形質変更等が制限されています。

●農地

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的な機能を有しています。農業上の利用を確保すべき土地として、1,416ha の農用地区域を指定、優良農地を確保しています。

自然とのふれあい講座の開催

市民が希少な野生生物や豊かな自然環境とふれあう機会をつくるため、エコツアー（自然環境講座）を平成 14 年度から開催しています。平成 22 年度は、響灘ビオトープエコツアー、カブトガニ産卵観察会など市民団体の協力を得て行った環境局主催事業や、NPO 主催の事業も開催されました。

▲カブトガニの説明を聞く参加者

第２節 安心して暮らせる快適な生活環境の確保

大気環境の保全

●一般環境大気測定局（14 測定局）

環境基準で設定されている 11 項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質等）の内、平成 22 年度は、光化学オキシダントが全測定局で環境基準不適合でした。この光化学オキシダントの環境基準達成率は全国的にも極めて低く、全国の一般環境大気測定局 1,152 局中の内環境基準を達成したのは 1 局のみでした（平成 21 年度）。

●自動車排出ガス測定局（5 測定局）

二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準に適合していました。

●有害大気汚染物質

4 測定局でベンゼン等 4 物質を測定したところ、すべての測定局で環境基準に適合していました。

●アスベスト

5 測定局で大気中のアスベスト濃度を測定したところ、全測定局の年間平均値は 0.06 本 / ℓ と低い数値でした。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等 5物質）

区分	項　目	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）
一般環境大気測定局	二酸化いおう	14／14	100	14／14	100	14／14	100	14／14	100	14／14	100
	二酸化窒素	14／14	100	14／14	100	14／14	100	14／14	100	14／14	100
	一酸化炭素	1／1	100	1／1	100	1／1	100	1／1	100	1／1	100
	浮遊粒子状物質	14／14	100	1／14	7	14／14	100	14／14	100	3／14	21
	光化学オキシダント	0／14	0	0／14	0	0／14	0	0／14	0	0／14	0
自動車排出ガス測定局	二酸化窒素	4／5	80	4／5	80	5／5	100	5／5	100	5／5	100
	一酸化炭素	5／5	100	5／5	100	5／5	100	5／5	100	5／5	100
	浮遊粒子状物質	5／5	100	0／5	0	5／5	100	5／5	100	0／5	0

（注）＊適合状況は長期的評価によるものである。（光化学オキシダントは短期的評価によるものである）。
＊微小粒子状物質については、平成23年度以降測定を開始する。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等4物質）

項　目	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）	適合局／測定局数	適合率（%）
ベンゼン	4／5	80	5／5	100	5／5	100	5／5	100	4／4	100
トリクロロエチレン	5／5	100	5／5	100	5／5	100	5／5	100	4／4	100
テトラクロロエチレン	5／5	100	5／5	100	5／5	100	5／5	100	4／4	100
ジクロロメタン	5／5	100	5／5	100	5／5	100	5／5	100	4／4	100

（注）測定局は一般環境大気測定局3局（北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局）及び自動車排出ガス測定局1局（西本町測定所）の計4局。
門司測定所は平成18年度から測定開始。
平成18年度から21年度までの測定局数は、上記4局に自動車排出ガス測定局の門司測定所を加えた計5局であった。

水環境の保全

●河川

健康項目について、カドミウム、全シアン等の 8 項目について各河川の最下流の環境基準点（17 地点〔江川 2 地点〕）で年 1 回測定した結果、全地点で環境基準に適合していました。ジクロロメタン、四塩化炭素等の 19 項目について環境基準点及び一般測定点の 30 地点で調査した結果、ほう素及びひ素を除く 17 項目については、全地点で環境基準に適合していました。ふっ素は 7 地点、ほう素は 10 地点で、環境基準を超過しましたが、これらの地点は、感潮域で海水中に含まれるひ素及びほう素の影響を受けています。

●湖沼（ます渕ダム）

健康項目について、環境基準に適合していました。生活環境項目のうち、代表的水質指標である COD（化学的酸素要求量）は、環境基準に適合していました。しかし、富栄養化の指標である全燐については、環境基準を超過しました。原因は貯水池の富栄養化の進行等が考えられます。

●海域

健康項目について、7 環境基準点すべてで環境基準に適合していました。また生活環境項目のうち、代表的水質指標である COD（化学的酸素要求量）についてはすべての環境基準点で環境基準に適合していました。富栄養化の指標である全窒素及び全燐については環境基準に適合していました。

●地下水

平成 22 年度は、平成 21 年度に調査を実施した 20 井戸のうち汚染が継続して確認された全ての井戸及び平成 21 年度に新たに汚染が確認された 1 井戸の計 21 井戸を調査しました。四塩化炭素が 1 井戸で、1,2- ジクロロエチレンが 1 井戸で、テトラクロロエチレンが 11 井戸で、ふっ素が 1 井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 5 井戸で、ひ素が 2 井戸で環境基準を超過しました。主な検出物であるテトラクロロエチレンは、かつてドライクリーニングの溶剤などに使用されていましたが、現在ではほとんど使われていません。なお、基準を超えた井戸については、結果を知らせるとともに、飲用しないように指導しました。

●下水道の普及促進

下水道普及率は平成 17 年度に 99.8%に達し、下水整備は概成しました。現在、処理施設として、5 浄化センターが稼動しており、全浄化センターで 1 日あたり約 43 万㎥の汚水を処理しています。

土壌汚染対策

●背景

市街地等における土壌汚染対策については、平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、法に基づいた調査や対策が進められています。この法律は、有害物質を取り扱っている工場・事業場の土壌について、汚染の有無が不明なまま放置され、のちに、再開発等により住宅や公園等に利用されることによって、人への健康影響が生じるのを防ぐために策定されました。

●土壌汚染対策法（改正）

平成 21 年 4 月 24 日に改正された土壌汚染対策法が公布され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。新たに、3,000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出や汚染土壌処理業の許可制度等が規定されました。

土壌汚染対策法の概要

調査

一定の機会※をとらえて、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、本市に調査結果を報告

※一定の機会
①有害物質使用特定施設の使用の廃止時
②一定規模以上の土地形質変更の届出において調査命令を受けた場合
③土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると本市が認めるとき
④自主調査により土壌汚染が判明した場合等

↓

要措置区域等の指定及び対策の指示等

要措置区域	形質変更時要届出区域
土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる土地	土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがない土地
↓	↓
市は、要措置区域の土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置の実施を指示	形質変更時要届出区域に指定した土地の形質変更をしようとする者は市に届出。適切でない場合は、市は計画変更命令

↓

要措置区域等から搬出する汚染土壌の管理

汚染土壌を指定された区域外に搬出する場合、運搬の基準、処理の基準に従い管理。

↓

汚染の除去が行われた場合、要措置区域等の指定を解除

騒音・振動対策

●自動車騒音

市内幹線道路 140 区間で評価を行った結果、評価対象戸数（102,450 戸）のうち、95,531 戸（93.2%）が昼夜ともに環境基準に適合していました。

◆平成 22 年度　主要道路自動車騒音環境基準適合状況

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数
近接空間	環境基準適合戸数	41,763	39,855	39,569	3,473	45,522
	適合率	91.7%	87.6%	86.9%	7.6%	
非近接空間	環境基準適合戸数	56,530	56,001	55,962	359	56,928
	適合率	99.3%	98.4%	98.3%	0.6%	
評価範囲全体	環境基準適合戸数	98,293	95,856	95,531	3,832	102,450
	適合率	95.9%	93.6%	93.2%	3.7%	

（注）環 境 基 準：昼間（6～22時）70dB以下、夜間（22～6時）65dB以下
　　近 接 空 間：道路端から0～20m（2車線以下は0～15m）　非近接空間：道路端から20～50m（2車線以下は15～50m）

●新幹線騒音・振動

騒音については、測定を実施した 5 地区 19 地点のうち、10 地点で環境基準に適合していました。振動は指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

◆平成 22 年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場　所	軌道構造	測定日	騒音（デシベル） 環境基準 地域類型	騒音 環境基準 基準値	騒音 測定値 12.5m	騒音 測定値 25m	騒音 測定値 50m	騒音 測定値 100m	騒音 測定値 200m	振動（デシベル） 指針値	振動 測定値 12.5m	振動 測定値 25m	列車速度 (km/h)
①	富　野	小倉北区上富野一丁目	高架	H22.5.27	Ⅰ	70	△71	65	58	-	-	70	45	41	103
②	日　明	小倉北区平松町	高架	H22.10.22	Ⅱ	75	69	67	62	-	-	70	50	51	127
③	小　嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	H22.11.12	Ⅰ	70	△73	△73	70	67	-	70	59	51	269
④	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	H22.6.14	Ⅰ	70	△71	△72	△71	64	-	70	58	56	279
⑤	楠　橋	八幡西区大字楠橋	盛土	H22.11.26	Ⅰ	70	△73	△75	△74	69	59	70	58	59	279

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

●航空機騒音

◆平成 22 年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点		防衛施設周辺の区域指定	環境基準 地域類型	環境基準 基準値 [WECPNL]	測定値 [WECPNL]	ピークレベル平均 [dB]	一日平均騒音識別回数	評価期間
(1)	若松区高須西二丁目	民間住宅		Ⅰ	70	66	76	42.6	H21.10.27～H22.1.4
2	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所		Ⅱ	75	64	75	39.9	H22.4.16～H22.6.24
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館		Ⅰ	70	67	79	30.5	通年
(4)	八幡西区三ツ頭一丁目	民間住宅	第一種	Ⅰ	70	66	80	18.3	H21.9.17～H21.11.25
5	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	Ⅱ	75	74	84	46.9	H22.11.8～H23.1.16
(6)	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター		Ⅱ	75	66	80	23.0	H22.1.8～H22.3.18
(7)	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大学		Ⅰ	70	69	78	47.4	H21.4.13～H21.6.21
8	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅		Ⅰ	70	64	78	21.1	H22.9.9～H22.11.17
(9)	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校		Ⅱ	75	68	77	49.5	H21.7.23～H21.9.30
10	若松区高須東四丁目	高須小学校		Ⅰ	70	67	77	47.6	H22.5.14～H22.7.22
(11)	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校		Ⅰ	70	62	74	23.2	H21.6.22～H21.8.30
12	若松区東二島五丁目	二島小学校		Ⅰ	70	59	75	11.5	H22.7.30～H22.10.7

・通年測定　1 地点（地点番号 3）
・短期測定 11 地点（2 グループに分けて隔年測定。地点番号のカッコ数字は、H22 年度の測定を行っておらず、前年度の値を記載）

若松区及び八幡西区 12 箇所の測定地点のうち、平成 22 年度に測定した 6 地点全てで環境基準に適合していました。調査結果を芦屋基地に通知するとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然としてあることから、防衛省への住宅防音工事助成対象区域（第一種区域）の拡大、環境省への航空機騒音の環境基準レベルの再検討を引き続き要望していきます。

化学物質対策

●ダイオキシン類

大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）、地下水、底質（土壌）の調査を行った結果、すべての測定地点で環境基準に適合していました。

●内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

魚類等への影響が確認された物質（ノニルフェノール、4-t- オクチルフェノール、ビスフェノール A）について、公共用水域における存在実態を把握するため、平成 17 年度より 5 ヵ年計画で環境調査を実施しました。平成 22 年度の調査結果は、ノニルフェノールが海域 1 地点、4-t- オクチルフェノールが海域 1 地点、ビスフェノール A が海域で 6 地点及び河川 6 地点で検出されました。ノニルフェノールが海域 1 地点で予測無影響濃度より高い値で検出されました。

● PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度

平成 14 年度から法律に基づいた PRTR の届出が行われていますが、北九州市における平成 22 年度の集計結果（平成 21 年度の排出量・移動量）は、環境への排出量が 1,072 トンで全国排出量の 0.6%、事業所外への移動量が 2,605 トンで全国移動量の 1.5%でした。

● PCB 廃棄物処理施設及びその周辺の環境モニタリングについて

PCB 廃棄物処理施設の排出ガス、公共下水道排出水及び雨水排水について、PCB、ダイオキシン類等の測定を行った結果、すべての排出箇所で排出基準等に適合していました。また、周辺の大気、水質（周辺海域）、底質及び土壌についても測定を行った結果、すべての測定地点で環境基準等に適合していました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	日本環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1－62－24	
処理対象物	岡山県以西 17 県の PCB 廃棄物	
	第 1 期施設 H16.12 操業開始 H21.6 処理能力増強	第 2 期施設 H21.7 操業開始
①処理対象物 ②処理方式 ③処理能力	①【トランス】 【コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日(PCB分解量)	①【コンデンサ】 ② 脱塩素化分解法 ③0.5t/日(PCB分解量)
		①【PCB 汚染物等】 ・安定器 ・感圧複写紙 ・汚泥　等 ② プラズマ溶融分解法 ③ 10.4t/ 日(PCB 汚染物重量)
今後の予定	H27.3　処理完了	H27.3　処理完了

悪臭対策

悪臭は臭気のある多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する臭いは、時には不快な臭いとなって周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。また、住宅地の郊外部への拡大や住工混在地域が多いこと、さらには身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
苦情件数	128	155	183	192	165	195	123	124	88	80
行政指導件数	0	0	0	1	2	2	0	2	0	0

◆平成 22 年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
廃棄物処理事業場	3
肥料・飼料工場	1
製缶工場	1
と　畜　場	1
化学工場	2
計	8

環境科学研究所における検査・研究

●保健衛生部門

- 市内で流通している食品や学校給食の食材などについて、食品添加物や残留農薬、特定アレルギー物質などの検査をしています。また、貝毒やかび毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査も行っています。野菜等の残留農薬については、250 種類以上の農薬一斉分析法を確立するなどの成果がでています。
- 食中毒発生時の原因究明のための検査や感染症の流行状況を把握するための病原体検査などを行っています。中でも、新型インフルエンザ、エイズ、O157、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で精確な検査を行っています。

●環境科学部門

- 工場や自動車等から排出される有害大気汚染物質の環境調査、悪臭物質の検査、市民からの苦情や事故時の原因調査などを行っています。また、光化学スモッグ発生原因に関する調査・研究、PCB などの有害物質の環境調査などを行っています。このほか、法律で未規制の有害化学物質の汚染状況の把握や分析法の開発を行っています。

◆環境科学研究所の検査件数

	調査研究	依頼検査	合　計
平成 19 年度	1,523	5,757	7,280
平成 20 年度	1,150	4,243	5,393
平成 21 年度	1,223	4,374	5,597
平成 22 年度	861	3,754	4,615

●国際貢献

- (独) 国際協力機構 (JICA) や (財) 北九州国際技術協力協会 (KITA) に協力して、開発途上国などからの研修生に対し、大気、水質、保健衛生のモニタリング研修を行っています。また、現地に専門家を派遣し技術指導を行っています。

公害に関する苦情・要望

産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した苦情（都市・生活型苦情）の割合が多くなっています。平成 22 年度の公害に関する苦情・要望件数は 301 件で、そのうち都市・生活型苦情・要望件数は 154 件となっており、全体の 51%を占めています。

市民からの苦情・要望に対しては、当事者への事情聴取や現地調査を行い、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。また、関係部局と連携を図りつつ、迅速・的確な処理を行い、解決を図るよう努めています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化

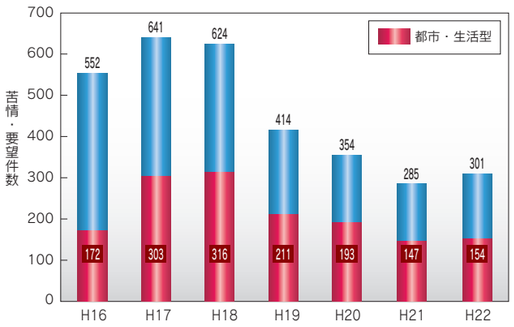

公害健康被害の補償と予防

〈経緯〉

昭和 46 年 11 月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請
昭和 48 年　2 月	洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部 48㎢が地域指定となり医療費等の給付が開始
昭和 48 年 10 月	「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定
昭和 49 年　8 月	法の指定地域に隣接する 5.9㎢を救済措置要綱の指定地域として市独自に設定
昭和 49 年　9 月	「公害健康被害補償法」が施行。施行にあわせて救済措置要綱の全面改訂補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業の開始
昭和 62 年　9 月	補償法が「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正
昭和 63 年　3 月	第一種指定地域の指定解除、補償要綱に基づく指定地域を解除 ※既認定患者への補償給付と公害保健福祉事業 (転地療養事業、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業など) を実施。 ※新たに地域住民を対象とした健康被害予防事業（健康相談事業、サマーキャンプ、水泳教室など）を実施。

◆年齢別疾病別被認定者数（法）　（平成 23 年 3 月末現在）

年齢別（歳）	総　数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	207	152	359	38.31	0	0	0	207	152	359	0	0	0	0	0	0
40～59	113	112	225	24.01	0	0	0	113	112	225	0	0	0	0	0	0
60～64	26	30	56	5.98	1	0	1	25	30	55	0	0	0	0	0	0
65～	101	196	297	31.70	8	22	30	93	174	267	0	0	0	0	0	0
計	447	490	937	100.00	9	22	31	438	468	906	0	0	0	0	0	0

◆年齢別疾病別被認定者数（要綱）　（平成 23 年 3 月末現在）

年齢別（歳）	総　数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	26	19	45	57.69	0	0	0	26	19	45	0	0	0	0	0	0
40～59	8	2	10	12.82	0	0	0	8	2	10	0	0	0	0	0	0
60～64	0	3	3	3.85	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
65～	10	10	20	25.64	0	0	0	10	10	20	0	0	0	0	0	0
計	44	34	78	100.00	0	0	0	44	34	78	0	0	0	0	0	0

◆被認定者異動状況（法）

項　目		年						度									
		S48~50	S51~53	S54~56	S57~59	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18	H19	H20	H21	H22
被認定者数		1,132	1,715 583	2,187 472	2,625 438	3,171 546	3,289 118	3,296 7	3,296 0	3,296 0	3,298 2	3,298 0	3,298 0	3,298 0	3,298 0	3,298 0	3,298 0
失効者数	治癒等	4	147 143	305 158	512 207	667 155	849 182	1,013 164	1,120 107	1,183 63	1,286 103	1,312 26	1,313 1	1,317 4	1,322 5	1,328 6	1,332 4
	他都市転出	2	4 2	7 3	13 6	20 7	26 6	31 5	33 2	33 0	34 1	38 4	38 0	38 0	38 0	38 0	38 0
	死　亡	36	111 75	194 83	279 85	376 97	482 106	574 92	656 82	749 93	822 73	889 67	910 21	931 21	951 20	974 23	991 17
	計	42	262 220	506 244	804 298	1,063 259	1,357 294	1,618 261	1,809 191	1,965 156	2,142 177	2,239 97	2,261 22	2,286 25	2,311 25	2,340 29	2,361 21
増減数		1,090	363	228	140	287	△ 176	△ 254	△ 191	△ 156	△ 175	△ 97	△ 22	△ 25	△ 25	△ 29	△ 21
被認定者数実数		1,090	1,453	1,681	1,821	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,059	1,037	1,012	987	958	937

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況 (3 月 31 日現在)　　※上段は累計

◆被認定者異動状況（要綱）

項　目		年						度									
		S48~50	S51~53	S54~56	S57~59	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18	H19	H20	H21	H22
被認定者数		135	211 76	270 59	354 84	433 79	456 23	456 0	456 0	456 0	456 0	456 0	456 0	456 0	456 0	456 0	456 0
失効者数	治癒等	2	54 52	68 14	87 19	111 24	136 25	166 30	182 16	197 15	207 10	214 7	215 1	217 2	218 1	221 3	222 1
	法移行	8	20 12	34 14	49 15	87 38	87 0	87 0	87 0	87 0	87 0	87 0	87 0	87 0	87 0	87 0	87 0
	死　亡	3	8 5	11 3	17 6	26 9	37 11	43 6	49 6	57 8	59 2	65 6	66 1	67 1	67 0	69 2	69 0
	計	13	82 69	113 31	153 40	224 71	260 36	296 36	318 22	341 23	353 12	366 13	368 2	371 3	372 1	377 5	378 1
増減数		122	7	28	44	8	△ 13	△ 36	△ 22	△ 23	△ 12	△ 13	△ 2	△ 3	△ 1	△ 5	△ 1
被認定者数実数		122	129	157	201	209	196	160	138	115	103	90	88	85	84	79	78

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況 (3 月 31 日現在)　　※上段は累計

第３節 まちの魅力や価値を高める取組の推進

市民との協働による景観づくり

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。

本市では、「北九州市景観づくりマスタープラン」を策定し、市民のみなさんが北九州の景観を知り、地域主体の景観形成の取組が進むよう積極的に支援するとともに、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進しています。

門司赤煉瓦プレイス：門司駅北側地区

歴史的建造物の保存と活用

本市には、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。これらは、私たちのふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となるため、文化財の保存や観光拠点の整備との取組と連携し、歴史的な街並みや建造物の保全を進めています。八幡西区木屋瀬地区においては、平成 10 年から、一定要件を満たした建造物等に対して、修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。

八幡西区木屋瀬地区

モラル・マナーアップの推進

(1) モラル・マナーアップ関連条例の施行

本市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向け、条例等による規制や啓発活動を実施し、地域では、市民団体によるまち美化活動等も行われてきました。しかし、一部の心ない人による迷惑行為が無くならないため、「路上喫煙」「落書き」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」の４つの迷惑行為に罰則（過料 1,000 円）を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成 20 年４月に施行しました。

(2) 具体的な取組

- 平成 20 年９月 小倉都心地区を「迷惑行為防止重点地区」に指定
- 平成 21 年３月 同地区において「路上喫煙」「落書き」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」の４つの迷惑行為に罰則の適用を開始
- 平成 22 年３月 門司港レトロ地区、若松南海岸地区を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援
- 平成 22 年４月 黒崎副都心地区を「迷惑行為防止重点地区」に指定、小倉都心地区の重点地区を一部拡大
- 平成 22 年 10 月 黒崎副都心地区と小倉都心地区の拡大地区において罰則の適用を開始
- 平成 23 年２月 下曽根駅南側大通り地区、八幡駅前地区、戸畑駅前浅生地区を迷惑行為防止活動推進地区に指定
- 平成 23 年２月「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定

(3) 今後の取組

「迷惑行為防止重点地区」における過料の適用による迷惑行為防止の取組みを着実に進めるとともに、「迷惑行為防止活動推進地区」において地域団体が行う迷惑行為の防止活動を支援します。

さらに、「北九州市迷惑行為防止基本計画」に基づいて、全市的に市民のモラル・マナーアップを図るため、マナーアップ教育の充実や地域における市民啓発に取り組みます。

第４節 開発事業等における環境配慮の推進

環境影響評価制度

昭和 62 年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価が行われていました。更なる推進を図るため、平成 10 年３月に北九州市環境影響評価条例」を制定しました。

平成 22 年度末までに、方法書 15 件及び準備書 14 件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書縦覧年度	事業名	事業者
平成19	新門司南地区公有水面埋立事業	北九州市
	西小倉駅前第一地区高層建築物建設事業	西小倉駅前第一地区市街地再開発組合
	戸畑共同発電所第5号発電設備建設事業	戸畑共同火力㈱
	響灘地区製鋼工場建設事業	寿工業㈱
平成20	平尾台地区鉱物採取事業	住友大阪セメント㈱
	加熱炉･熱処理炉増設事業	日本鋳鍛鋼㈱
	合金鉄溶解炉設備建設事業	新日本製鐵㈱ 八幡製鐵所
平成22	北九州市都市計画道路6号線整備事業	北九州市

北九州市環境配慮指針

法及び条例の制限を受けない開発を実施する場合においても適切な環境保全への配慮を求められることから、平成 18 年９月に「北九州市環境配慮指針」を策定しました。指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別に関わらず活用できるよう作成しており開発事業における環境保全への配慮が一層促進されることかが期待されています。　また、市が実施する開発事業については、平成 19 年４月から指針を活用した環境配慮チェック制度を導入しています。

自然環境アドバイザー制度

「北九州市環境配慮指針」の活用にあたり、特に専門的な知見が必要となる自然環境の保全対策に関して、この分野の専門家に対して助言を求める制度で、平成 19 年度に制度の試行を開始し、自然環境アドバイザーからの必要な助言を受けた公共事業をこれまでに２件行いました。